

1 共同企業体エコプラザ八戸 【製造事業場：共同企業体エコプラザ八戸】

再生加熱アスファルト混合物

認定製品一覧

1 C・Cファルト
(更新)

2 C・Cファルト・ウォームミックス
(更新)

3 C・Cファルト (LEAB)
(新規)



アスファルトコンクリート塊と廃ガラスを
循環資源として利用した再生加熱アスファルト混合物

施工事例

青森県リサイクル製品認定制度とは

- ・ 循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）のリサイクルや、廃棄物の減量化などを図るため、循環資源を原材料としたリサイクル製品の内、一定の基準を満たす製品を県が認定します。
- ・ 認定を受けた製品は、県が行う工事などで優先的に使用します。

認定を受けるには

募集

- ・ **年2回募集**（5月、11月）しています。
- ・ 申請に関する相談は、随時行っています。

申請

- ・ リサイクル製品認定申請書、添付書類を提出してください。
- ・ **申請は無料**です。

審査

事業場

製造

県内の事業場で製造・加工されているか。

循環資源

原材料となる循環資源が主に県内で発生したもののか。

環境保全

環境法令等（大気、水質、悪臭等）の遵守。苦情の有無。

製品

安全性

有害物質が土壌に溶出するおそれがないか。

規格

必要な規格や品質が確保されているか。

配合率

循環資源の配合率基準に適合しているか。

認定

- ・ 審査結果に基づき、知事が認定の可否を決定し、**認定証を交付**します。
- ・ **有効期間は約3年**（製品認定の日から3年目の年度末まで有効）

認定を受けると

メリット

事業者

- ・ 製品等に**認定マーク**を表示して販売できます。
- ・ **企業のイメージアップ**につながります。



県では

- ・ 優先使用指針に基づき、県発注工事などで**優先的に使用**します。
- ・ パンフレットや県ホームページなどで、**リサイクル製品のPR**をします。
- ・ 県のイベントなどで、認定リサイクル製品に関する情報提供を行います。